（国家公務員共済組合法の一部改正）

第十七条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の項を次のように改める。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）

別表第二独立行政法人国立大学財務・経営センターの項を削る。

（大学の教員等の任期に関する法律の一部改正）

第十八条　大学の教員等の任期に関する法律（平成九年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改める。

（国立大学法人法の一部改正）

第十九条　国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「独立行政法人国立大学財務・経営センター」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改める。

第三十一条の三第一項中「独立行政法人大学評価・学位授与機構に」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に」に、「独立行政法人大学評価・学位授与機構法」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法」に改める。

附則第九条第二項中「当該価額に」の下に「独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十七号）附則第十九条の規定による改正前の」を加え、「（以下「センター」という。）」を削り、「負担する」を「負担することとされた」に改め、同条第三項中「センター」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（附則第十二条第一項において「機構」という。）」に改める。

附則第十二条の見出し中「センター」を「機構」に改め、同条第一項中「センターに」を「機構に」に、「独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第百十五号）附則第八条第一項第二号の規定によりセンターが承継した借入金債務」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法附則第十三条第一項第一号に規定する承継債務（第三項において単に「承継債務」という。）」に改め、同条第三項中「センターが承継した借入金債務」を「承継債務」に改める。

第二十条　施行日前に前条の規定による改正前の国立大学法人法第七条第四項の規定により付された同項に規定する金額をセンターに納付すべき旨の条件は、前条の規定による改正後の国立大学法人法第七条第四項の規定により付された同項に規定する金額を機構に納付すべき旨の条件とみなす。

（独立行政法人国立高等専門学校機構法等の一部改正）

第二十一条　次に掲げる法律の規定中「独立行政法人国立大学財務・経営センター」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改める。

一　独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）第五条第四項及び附則第八条第三項

二　国立大学法人法の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十九号）附則第五条第十一項

三　国立大学法人法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十九号）附則第三条第二項

（独立行政法人国立高等専門学校機構法の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条　施行日前に前条の規定による改正前の独立行政法人国立高等専門学校機構法第五条第四項の規定により付された同項に規定する金額をセンターに納付すべき旨の条件は、前条の規定による改正後の独立行政法人国立高等専門学校機構法第五条第四項の規定により付された同項に規定する金額を機構に納付すべき旨の条件とみなす。

財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年五月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第二十八号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律

（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正）

第一条　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第二十九条」を「―第二十九条の二」に、「第四十五条」を「第四十六条」に改める。

第二十八条第一項中「この項において」を削る。

第三章第八節中第二十九条の次に次の一条を加える。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による軌道運送高度化事業等の推進）

第二十九条の二　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）は、地域公共交通網形成計画に定められた軌道運送高度化事業等を推進するため、次の業務を行う。

一　認定軌道運送高度化事業等の実施に必要な資金の出資及び貸付けを行うこと。

二　前号に掲げる業務に関連して必要な調査を行うこと。

2　機構は、前項第一号に掲げる業務を行う場合には、国土交通大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならない。

3　国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

本則に次の一条を加える。

第四十六条　第二十九条の二第二項の規定により国土交通大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正）

第二条　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条」を「第十二条」に、「第十二条―第二十五条」を「第十三条―第二十四条」に、「第二十六条―第三十条」を「第二十五条―第二十八条」に、「第三十一条・第三十二条」を「第二十九条―第三十一条」に改める。

第三条中「を図るとともに、運輸技術に関する基礎的研究に関する業務を行うことにより、陸上運送、海上運送及び航空運送の円滑化」を削る。

第四条第八号を削る。

第六条第二項後段を削る。